

沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正
案

沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名の改正規定中題名を次のように改める。

沖繩県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法

題名の次に目次及び章名を付する改正規定中「第六条」を「第七条」に、「第七条―第九条」を「第八条―第十一条」に、「第十条―第十六条」を「第十二条―第十八条」に、「第十七条―第二十三条」を「第十九条―第二十五条」に、「特定跡地及び大規模跡地の指定等（第二十四条―第二十六条）」を「拠点返還地の指定等（第二十六条―第二十八条）」に、「特定跡地給付金及び大規模跡地給付金の支給（第二十七条・第二十八条）」を「特定給付金の支給（第二十九条）」に、「第二十九条―第三十一条」を「第三十条―第三十二条」に、「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第一条の改正規定中「特別の措置を講じ、もって沖繩県の均衡ある発展並びに住民」を削り、「利用の促

進及び円滑化のための特別の措置を講ずることにより、駐留軍用地跡地の所有者等」を「有効かつ適切な利用の推進に関する」に、「に資する」を「均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資する」に、「を図りつつ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進し、もって沖縄県の自立的発展」を「自立的な発展」に改める。

第六条第一項の改正規定及び同条第二項第三号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定及び同項を同条第八項とし、同条第六項の次に一項を加える改正規定、同条を第七条とする改正規定、第五条を削る改正規定、第四条の改正規定及び同条を第六条とし、同条の次に章名を付する改正規定、第三条の改正規定及び同条を第五条とする改正規定、第二条の次に二条を加える改正規定、第九条を削る改正規定並びに第八条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定及び同条を第九条とし、同条の前に一条を加える改正規定を削る。

第十七条を第三十一条とし、第十六条を第三十条とし、第十五条を第二十三条とし、同条の次に二章並びに章名及び一条を加える改正規定を次のように改める。

第十七条を第三十二条とし、第十六条を第三十一条とする。

第十五条を削る。

第十四条の見出しを「(駐留軍用地跡地等の利用推進のための措置)」に改め、同条中「土地区画整理事業、土地改良事業」を「土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業(第二十九条第一項において単に「土地区画整理事業」という。)、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)による土地改良事業」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の一条、二章並びに章名及び一条を加える。

(国有財産の譲与等)

第二十五条 国は、沖縄県及び関係市町村その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下この条において「関係地方公共団体等」という。)が総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条に規定する国有財産をいう。)を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

第五章 拠点返還地の指定等

(拠点返還地の指定)

第二十六条 内閣総理大臣は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地について、当該駐留軍用地の区域内のうち次に掲げる土地の区域を拠点返還地として指定するものとする。この場合において、当該指定は、アメリカ合衆国から当該土地の返還を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日までに行うものとする。

一 返還後において各市町村の区域を超えた広域的な見地から大規模な公共施設その他の公益的施設（次号において「公共公益施設」という。）の整備を含む市街地の計画的な開発整備を行うことにより沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造の拠点となると認められる土地の区域

二 返還後において前号に掲げる土地との相互の関係を特に考慮して公共公益施設の整備を行うことにより当該土地の区域における拠点としての機能がより高度に発揮されると認められる土地（その面積が五ヘクタール以上である一団の土地に限る。）の区域

2 内閣総理大臣は、拠点返還地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

3 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、拠点返還地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した拠点返還地の区域を変更するものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による拠点返還地の区域の変更について準用する。

(国の取組方針の策定)

第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により政令で定める面積以上の拠点返還地を指定した場合は、当該拠点返還地において国が取り組むべき方針（以下この条及び次条において「国の取組方針」という。）を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により前項の政令で定める面積未満の拠点返還地を指定した場合に
は、第三十条第一項の駐留軍用地跡地利用推進協議会における協議により、当該拠点返還地において国の取組方針を定めることができる。

3 国の取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 拠点返還地の整備の方針に関する事項
- 二 拠点返還地において実施すべき事業及び実施主体に関する事項
- 三 重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項
- 四 産業の振興に関する事項
- 五 その他拠点返還地の整備に関し必要な事項
- 4 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。
- 5 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 内閣総理大臣は、拠点返還地の区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、国の取組方針を変更するものとする。
- 8 第四項から第六項までの規定は、前項の規定による国の取組方針の変更について準用する。

(国の取組方針と県総合整備計画との関係)

第二十八条 拠点返還地に係る県総合整備計画は、国の取組方針との調和が保たれたものでなければならぬ。

第六章 特定給付金の支給

第二十九条 国は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進し、当該駐留軍用地跡地における土地区画整理事業に相当の期間を要することに伴う跡地所有者等（当該駐留軍用地跡地の所有者等をいう。以下この条において同じ。）の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受け、当該駐留軍用地跡地において土地区画整理事業が施行される場合（当該土地が引き渡された日（以下この項において「引渡日」という。）の翌日から起算して二年を経過した日（以下この項及び第三項において「基準日」という。）の前日までに、当該駐留軍用地跡地において土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項、第五十一条の九第三項、第五十五条第九項、第六十九条第七項又は第七十一条の三第十一項の公告がなされた場合に限る。）において、跡地所有者等が、引渡日の翌日から起算して引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該跡地所有者等に対し、当該跡地所有者等の申請に基づき、基準日から特定給付金を支給するものとする。

- 2 前項の特定給付金の支給の限度となる期間は、当該駐留軍用地跡地における土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間とする。
- 3 第一項の特定給付金の額は、当該土地の返還を受けた日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が駐留軍用地使用等特別措置法により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第十四条の規定により適用する土地収用法第七十二条に規定する補償金）の一日当たりの額に、基準日から当該跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（当該期間が前項の政令で定める期間を超える場合には、当該政令で定める期間）の日数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、一の跡地所有者等について支給する第一項の特定給付金の額は、当該跡地所有者等に係る第二項の政令で定める期間の年数（当該期間の総月数を十二で除して得た数とし、その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に千円を乗じて得た額を限度とし、かつ、一の跡地所有者等について一年間に支給する第一項の特定給付金の額は、千円を限度とする。
- 5 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の跡地所有者等とみなす。
- 6 前各項に定めるもののほか、第一項の特定給付金の支給の手續その他の必要な事項は、政令で定める。

第七章 雜則

(駐留軍用地跡地利用推進協議会)

第三十条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十条の特命担当大臣、当該特命担当大臣以外の国務大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者、沖縄県知事及び関係市町村の長は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策に関し必要な協議を行うため、駐留軍用地跡地利用推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 協議会は、協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

4 協議会において協議が調った事項については、第一項に規定する者は、その協議の結果を尊重しなければならぬ。

5 協議会の庶務は、内閣府において処理する。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第十四条の改正規定及び同条を第二十二条とする改正規定を削る。

第十三条の改正規定及び同条を第二十一条とする改正規定中「第二十一条」を「第二十三条」に改める。

第十二条を第二十条とする改正規定中「第二十条」を「第二十二條」に改める。

第十一条第一項の改正規定中「第十七条」を「第十九条」に改め、第十一条を第十九条とする改正規定中「第十九条」を「第二十一条」とする。

第十条第一項の改正規定、同条第六項の改正規定、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の改正規定及び同項の次に一項を加える改正規定を次のように改める。

第十条第一項中「合同委員会において返還が合意された」を「前条の規定によりその返還の見通しが立った旨の通知がされた」に改め、「とき」の下に「（次条第一項の県総合整備計画が定められている場合を除く。）」を加え、同条第二項中「市町村総合整備計画は、次に」を「前項の市町村総合整備計画（以下この条において単に「市町村総合整備計画」という。）は、おおむね次に」に改め、同項第六号を同項第七号と

し、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 良好な景観の形成に関する事項

第十条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「沖縄県知事に報告する」を「公表するよう努める」に、「公表しなければ」を「沖縄県知事に報告しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）」を「所有者等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、当該土地の周辺の地域における土地利用の状況に配慮するものとする。

第十条を第十八条とし、同条の前に一章並びに章名及び一条を加える改正規定のうち「第十八条」を「第二十条」に改め、第十七条を第十九条とし、第十六条第一項中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に、「利用の促進」を「有効かつ適切な利用の推進」に改め、同条を第十八条とし、第十五条中「第十二条第一項又は第十三条第一項」を「第十四条第

一項又は第十五条第一項」に改め、同条を第十七条とし、第十四条第一項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十三条第二項中「第十五条」を「第十七条」に改め、同条を第十五条とし、第十二条第二項第一号中「以下」の下に「この章において」を加え、同項第三号中「第十五条」を「第十七条」に改め、同条第三項中「第十四条、第十五条」を「第十六条、第十七条」に、「第十六条及び第三十二条第三号」を「第十八条及び第三十三条第三号」に改め、同条を第十四条とし、第十一条第一項中「円滑な利用の促進」を「有効かつ適切な利用の推進」に改め、同条を第十三条とし、第十条第一項中「第十二条第二項第一号」を「第十四条第二項第一号」に、「促進」を「推進」に改め、同条を第十二条とする。

本則に一章を加える改正規定の前に次のように加える。

第九条を削る。

第八条に見出しとして「（給付金の支給）」を付し、同条第一項中「国は」の下に「、駐留軍用地の返還に伴う駐留軍用地跡地の所有者等の負担の軽減を図り、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に資するため」を、「除く」の下に「。第二十九条第一項において同じ」を加え、「所有者等が」を「当該土地の所有者等が、当該土地が引き渡された日（以下この条において「引渡日」という。）以後」に、「当該返還

を受けた日（以下この条において「返還日」という。）を「引渡日」に改め、「翌日から」の下に「起算して」を加え、同条第二項中「返還日の属する」を「当該土地の返還を受けた日の属する」に改め、「昭和二十七年法律第四百十号」の下に「。以下この項、次条第二項及び第二十九条第三項において「駐留軍用地使用等特別措置法」という。」を加え、「同法」を「駐留軍用地使用等特別措置法」に、「返還日の翌日から」を「引渡日の翌日から」に、「三年以上」を「起算して三年以上」に改め、「から返還日の翌日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金（次項において「補償金」という。）の額を減じて得た額」を削り、同条第三項中「から当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額」及び「から当該期間について当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額」を削り、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（支障除去措置の実施期間中の補償金）

第十一条 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地（国有地を除く。）の返還を受けた場合において、その返還を受けた日（次項において「返還日」という。）後に返還実施計画に基づく支障の除去に関する措置が実施されることにより当該土地の所有者等が当該土地を使用することができないときは、当該所有者等に

対し、補償金を支払うものとする。

2 前項の補償金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が駐留軍用地使用等特別措置法により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第十四条の規定により適用する土地収用法第七十二条に規定する補償金。）の一日当たりの額に当該土地を使用することができない期間の日数を乗じて得た額とする。

第六条第一項中「以下「日米地位協定」を「第三十一条第二項において「日米地位協定」に、「について、」を「の区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に講ずることにより、その有効かつ適切な利用が図られるようにするた
め、」に改め、「実施計画（以下」の下に「この条及び第十一条第一項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。

三 第一号の区域内に所在する駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件の概要及び当該建物
その他土地に定着する物件の除却をとした場合に当該除却に要すると見込まれる期間

第六条第二項に次の一号を加える。

者等」に、「提出しなければならない」を「提出することができる」に改め、同条第七項中「前四項」を「第三項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 国は、返還実施計画を定めたときは、当該返還実施計画（変更があったときは、その変更後のもの）に基づき支障の除去に関する措置を講ずるものとする。

第六条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあつせん）

第九条 沖縄県知事又は関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため日米安全保障協議委員会（日米安保条約に基づき、日本国政府とアメリカ合衆国政府の間の相互理解を促進することに役立つとともに安全保障の分野における両国間の協力関係の強化に貢献するような問題であつて安全保障問題の基盤をなすものうち、安全保障問題に関するものを検討するために設置された特別の委員会をいう。第十二条第一項において同じ。）又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し、当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してあつせんを申請することができる。

2 国は、前項の規定によるあつせんの申請を受けた場合には、当該申請をした沖縄県又は関係市町村による当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあつせんを行わなければならない。

3 国は、第一項の規定によるあつせんの申請をした沖縄県知事又は関係市町村の長からの求めがあつた場合には、あつせんの状況について通知するものとする。

第五条を削る。

第四条の見出し中「駐留軍用地」の下に「又は駐留軍用地跡地」を加え、同条中「所有者（これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）」を「所有者等」に、「第十条」を「第二十条第一項」に、「第十一条」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の章名を付する。

第二章 返還実施計画等

第三条中「相協力しなければ」を「相互に協力しなければ」に改め、同条を第六条とする。

第二条の次に次の三条を加える。

（基本理念）

第三条 駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後によりやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、二十一世紀における沖縄県の自然、経済、社会等に係る新たな展望の下に、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のための基盤として、その有効かつ適切な利用が推進されなければならない。

2 国は、駐留軍用地が日米安保条約により我が国が駐留軍に提供してきたものであること及びその返還を機とする沖縄県の発展が我が国の発展に寄与するものであることに鑑み、沖縄県及び関係市町村との密接な連携を確保しつつ、国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならない。

3 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に当たっては、当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、沖縄県及び関係市町村との密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策を総合的に策定し、及

び実施する責務を有する。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 沖縄県及び関係市町村は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえ、当該地域の状況に応じた駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

本則に一章を加える改正規定のうち第三十二条第一号及び第二号中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第三号中「第十五条」を「第十七条」に改め、同条を第三十三条とする。

附則第二項の改正規定及び同項に二項を加える改正規定のうち「附則第二項」を「附則第三項及び第四項を削り、附則第二項」に改め、第三項第一号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項第二号中「第二十七条第一項の特定跡地給付金」を「第二十九条第一項の特定給付金」に改め、同項第三号を削り、同条第四項中「第二項」を「附則第二項」に、「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十六条」

を「第十八条」に改める。

附則第一条第三号を削る。

附則第二条中「沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律第七条第一項」を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第八条第一項」に改める。

附則第五条を削る。

附則第六条のうち防衛省設置法附則第二項の表の改正規定のうち平成三十四年三月三十一日までの間の項中「沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）第七条」を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第八条」に、「第十七条」を「第十九条」に改め、沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律第九条、第二十七条及び第二十八条の規定が効力を有する間の項中「沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律第九条、第二十七条及び第二十八条」を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する

特別措置法第十条及び第二十九条」に、「同法第九条」を「同法第十条」に、「同法第二十七条の規定による特定跡地給付金及び同法第二十八条の規定による大規模跡地給付金」を「及び同法第二十九条の規定による特定給付金」に改め、同条を附則第五条とする。

附則第七条のうち内閣府設置法附則第二条第二項の表に次のように加える改正規定中「沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化」を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進」に改め、同条を附則第六条とする。